

静岡市の地域密着型サービスに係る独自報酬基準

(1) 夜間対応型訪問介護 (I)		
観点	算定要件	単位数
地域における支援体制が確保されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間であっても、オペレーターが医療職（医師または看護師）に連絡がとれる体制を整えること 	100 単位
利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の通報を受け、オペレーターが訪問介護員の訪問が必要であると判断した場合、通報から 30 分以内に当該利用者宅へ訪問介護員が到着できる体制を整えること ・ 3 年以上の経験年数を有する訪問介護員を 3 名以上もしくは 30% 配置すること 	100 単位 100 単位
(2) 夜間対応型訪問介護 (II)		
観点	算定要件	単位数
地域における支援体制が確保されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間であっても、オペレーターが医療職（医師または看護師）に連絡がとれる体制を整えること 	100 単位
利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の通報を受け、オペレーターが訪問介護員の訪問が必要であると判断した場合、通報から 30 分以内に当該利用者宅へ訪問介護員が到着できる体制を整えること ・ 3 年以上の経験年数を有する訪問介護員を 3 名以上もしくは 30% 以上配置すること 	100 単位 100 単位
(3) 小規模多機能型居宅介護		
観点	算定要件	単位数
利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記①～⑤のいずれか 1 つを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士の資格を有する介護従業者を 30% 以上配置すること ② 3 年以上の経験年数を有する介護従業者を 20% 以上配置すること ③ 認知症介護実践者研修修了者を 30% 以上配置すること ④ 認知症介護実践リーダー研修修了者を 1 名以上配置すること ⑤ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を 1 名以上配置すること ・ 重度者への対応のため、通いサービスの基準以上（常勤換算 1 人以上）の介護職員を配置すること ・ 登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄り、利用者と交流することができる仕組みを設けること（2 月に 1 回以上地域住民も参加する行事の開催など） 	300 単位 300 単位 300 単位